

狭あい道路拡幅整備事業

～安全・安心で住みよいまちへ～



事業目的および概要

目的

狭あい道路における交通安全や日照・通風などの生活環境の問題、災害時の避難の妨げ、消火活動や救急活動の遅れ等を、道路拡幅することで解消し、安全で住みよいまちづくりを目指すことを目的としています。

概要

狭あい道路拡幅整備事業（平成14年4月～）は、幅員4m未満の市道に接する後退用地やすみ切り用地を市に寄付していただく場合が対象です。

※寄付していただくこと...

- ①後退用地やすみ切り用地の整備を市が行います。
- ②門・塀の撤去や樹木の移植などに対して助成金を交付します。
- ③すみ切り用地に対して奨励金を交付します。

事業の内容に入る前に!!

【予備知識】

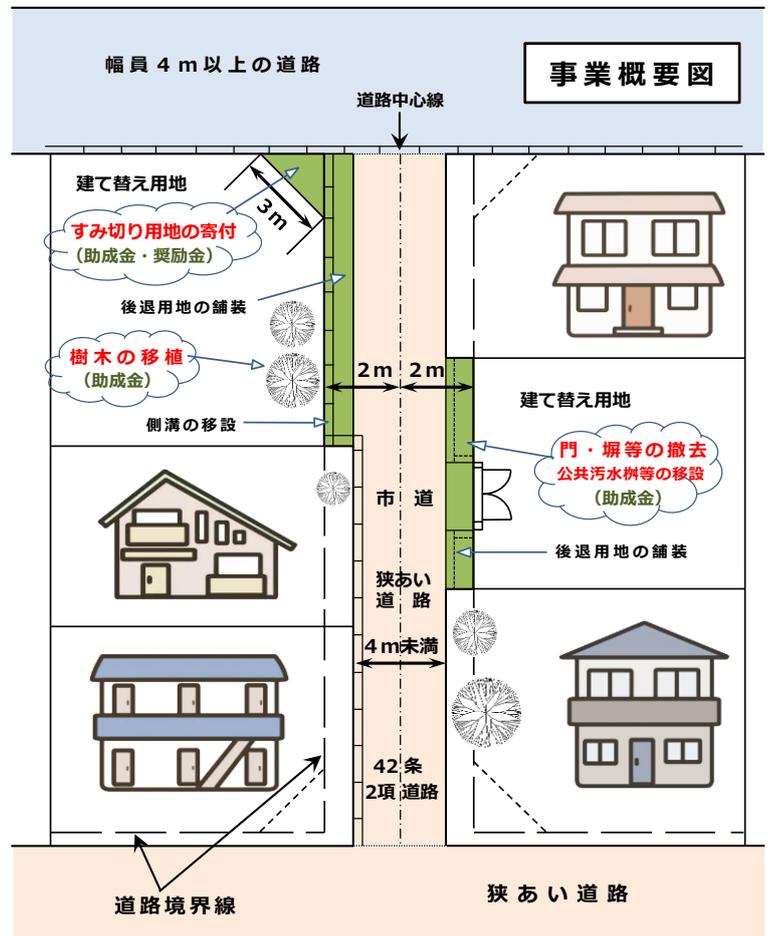
建築基準法による建築制限と道路について

建物は、原則として幅員4m以上の道路に接している敷地でなければ建てるできません。

しかし、1.8m以上4m未満の狭あい道路で、市が指定した道路に接する敷地については、建てるができます。

この道路を一般に、**42条2項道路**といいます。

この道路に接して建てる場合、道路の中心線から2m後退した線を道路境界線とみなし、その線より道路側には、建物や門、塀などはつくれません。



事業内容

1 事業対象について

対象狭あい道路 : 幅員4m未満の市道

対象後退用地 : 狭あい道路拡幅整備のために後退する用地

対象すみ切り用地 : 狭あい道路の角地

※建物を建てようとするときに限らず、寄付により狭あい道路の拡幅整備を希望される場合もこの事業の対象となります。

※狭あい道路の境界が確定されなければ、寄付を受けられないため、この事業の対象外となります。

2 市が行う整備等について

境界確定 : 狭あい道路の境界が未確定の場合に行います。

測量・分筆・登記 : 対象後退用地やすみ切り用地について行います。

電柱・道路標識等の移設 : 道路拡幅整備に支障となる場合に行います。

舗装・U字溝の布設替え : 狭あい道路の状況に応じて行います。

境界杭・後退標示板の設置 : 境界を明確にし、事業に協力して
いただいたことを表示します。

この部分は、土地所有者などの協力により
拡幅整備されたものです。
千葉市狭あい道路拡幅整備事業 

後退表示板イメージ

維持管理 : 後退用地などを含め、道路として良好な状態に保ちます。

3 助成金の交付について

後退用地やすみ切り用地内にある門・塀の撤去や樹木の移植などの費用の一部を、助成金として交付します。助成対象及び助成率等は次のとおりです。

	助成対象	助成率	助成限度額
(1)	後退用地及びすみ切り用地内にある <u>柱・門扉・塀・擁壁の撤去</u> <u>樹木・生垣の移植、公共汚水桝等の移設</u>	左記にかかる 費用の1/2	100万円
(2)	<u>擁壁の築造</u> (1)で撤去した擁壁を敷地側に築造する 場合で、間知ブロック造、鉄筋コンク リート造又は重力式コンクリート造で築 造するもののみ		150万円

※助成金の額は、関東地区用地対策連絡協議会の「損失補償算定標準書」に基づき算出します。

※(1)は、確認書の取り交わし前に行われたものは、助成金交付の対象外となります。

※助成金等は、後退用地やすみ切り用地を寄付された後に交付されます。

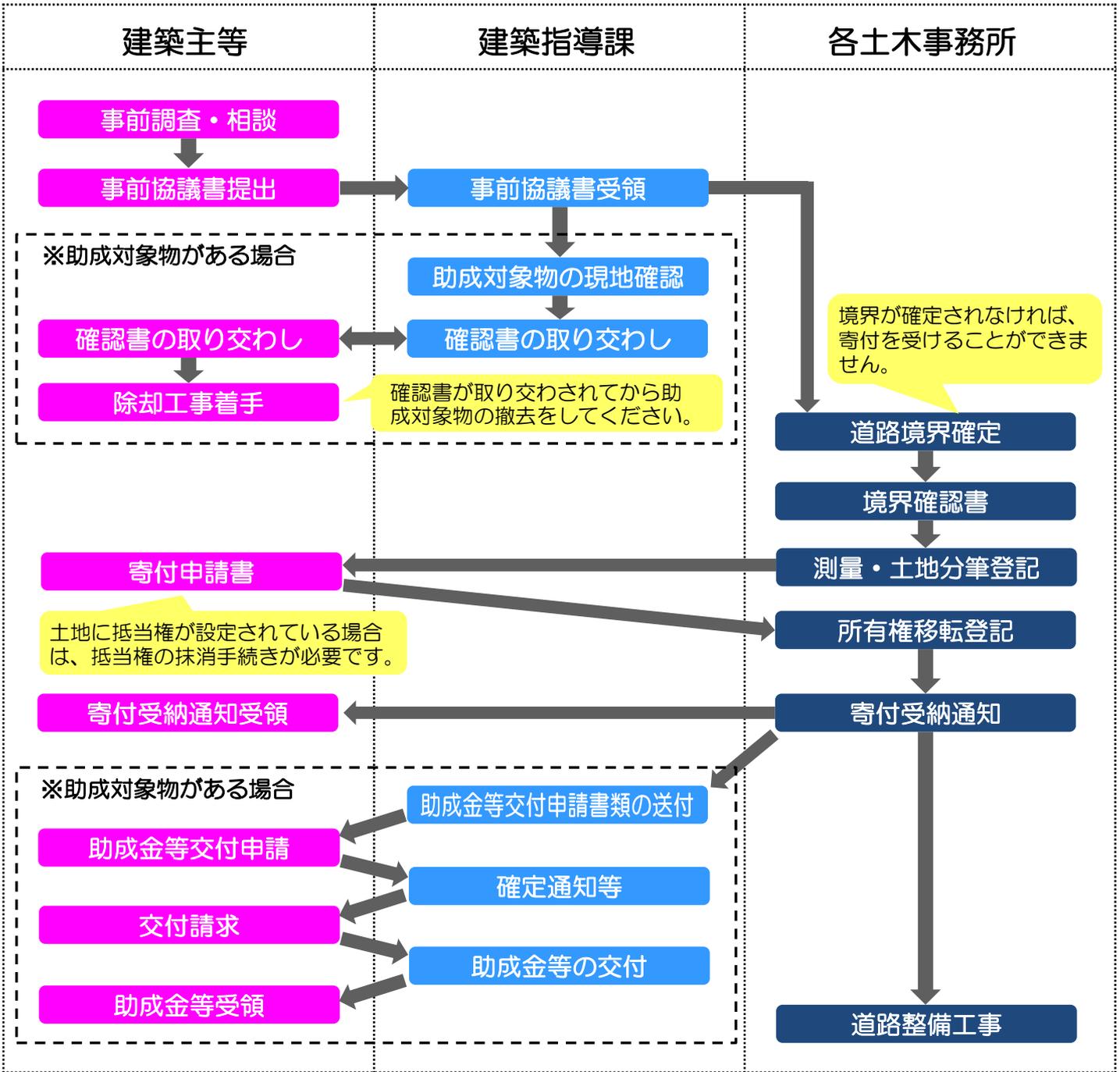
※他の公的制度による同種の補助金等を受ける場合は、助成金交付の対象外となります。

4 奨励金の交付について

すみ切り用地の寄付に対して、奨励金を交付します。

奨励金の額は、すみ切り用地面積の固定資産税評価額に相当する額となります。

手続きの流れ



※建築基準法第42条第2項以外の市道に接する場合、建築指導課欄の手続きは各土木事務所で行います。

事業についてのお問い合わせ先及び申請窓口

■建築基準法第42条第2項の市道に接する場合

都市局 建築部 建築指導課 認定班
 中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎低層棟4階

☎043-245-5856

■上記以外の市道に接する場合

建設局 土木部

中央・美浜土木事務所

中央区都町2-6-9

☎043-232-1151

花見川・稲毛土木事務所

稲毛区宮野木町454-1

☎043-257-8841

若葉土木事務所

若葉区金親町244-6

☎043-306-0655

緑土木事務所

緑区誉田町1-259-1

☎043-291-7121